

# 重点20市場の入国規制状況一覧 (2020.06.23 23:00更新)

## Asia

	2019年 各国/地域からの 訪日客数	対応目安	日本政府の外国籍の人に対する訪日時の措置	対応目安	海外政府が日本から入国する人に対する措置 (含む帰国者)	参考
中国	9,594,400	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■滞在期間15日間までのビザを暫定的に停止 ■これまでに発行された有効なビザや居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止	在中国日本国大使館 https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
韓国	5,584,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■全世界の在外韓国公館で発給した短期ビザの効果を停止。日本に対するビザ免除措置と既に発給されたビザの効力を停止 ■全ての国を対象として、ビザを申請する際は医療機関発行の診断書を提出する必要あり	在大韓民国日本国大使館 https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
台湾	4,890,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/19からすべての外国人は原則入国禁止 ■3/24から当面の間、航空機のトランジット禁止 ■6/22から、短期のビジネス関係者に対する水際措置について以下のとおり一部緩和する。 【条件】 ①台湾滞在日数が3か月以内であること ②ビジネス目的(検品、アフターサービス、技術指導・研修、契約等)であること ③感染リスクが「低い」国/地域(低感染リスク国/地域)、又は「やや低い」国/地域(低中感染リスク国/地域)からの渡航者であること ④搭乗前14日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国/地域への渡航歴がないこと ⑤受入機関の関連証明書類、搭乗前3日以内のPCR検査陰性証明、訪台中の行程表、防疫計画書を提出すること  日本は②低中感染リスク国→ 入国後7日間防疫ホテル滞在後、PCR検査結果陰性の場合、入国後21日間の自主健康管理への変更申請が可能	日本台湾交流協会 https://www.koryu.or.jp/ 衛生福利部疾病管制署 https://www.cdc.gov.tw/
香港	2,290,800	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/25午前0時から追って通知があるまでの期間、すべての非香港居住者の入国禁止 ■6/1以降、香港への入国を伴わないトランジットに限り再開	在香港日本国総領事館 https://www.hk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
タイ	1,318,900	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■非常事態宣言により、外国人の入国を原則禁止	在タイ日本国大使館 https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html タイ国政府観光局 https://www.thailandtravel.or.jp
フィリピン	613,100	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/22から当面の間、すべての在外公館における新規ビザ発給停止、ビザ免除対象国からの入国を停止	在フィリピン日本国大使館 https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00035.html
マレーシア	501,600	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/18から、すべての外国人の入国を禁止。ただし5/17からMM2H(マレーシア・マイ・セカンド・ホーム)ビザ保有者の入国を許可する(その際、①出発前検査での陰性判定、②クアラルンプール国際空港での健康検査、③隔離施設での14日間の隔離(各隔離施設での滞在費用を含む)、④条件付き活動制限令全規定の遵守が入国の条件) ■6/10から、主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人の入国を許可(いずれも現地駐在者が対象。国籍は問わない)。入国の条件は入管からの入国許可の事前取得、マレーシア到着前3日以内のPCR検査の陰性証明、入国後14日間の自宅隔離等 ■6/24から、留学生(高等教育機関、インターナショナルスクール)及び医療ツーリズム目的の渡航者について、PCR検査結果(出国前または到着時)が陰性であること、接触者追跡アプリのダウンロード、当局への事前登録等を条件に入国を許可する方針	在マレーシア日本国大使館 https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html JETRO https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/be2f8d0ac12fb4.html
ベトナム	495,000	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/22から、すべての国・地域からの外国人の入国を停止(ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外)。ハノイ空港、ホーチミン空港では国際線旅客便の受入停止	在ベトナム日本国大使館 https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_information.html
シンガポール	492,300	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/23から、短期滞在者の入国及びトランジット禁止。長期滞在ビザ保持者も(再)入国には当局の事前承認が必要	在シンガポール日本国大使館 https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
インドネシア	412,800	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■すべての外国人の入国及びトランジットを原則禁止	在インドネシア日本国大使館 https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
インド	175,900	×	■5/27から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■6/30まで国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止、すべての国境における人の入国を禁止。ただし次に掲げるビジネス、医療関係者、技術者等の職種については非定期商用便又はチャーター便での入国が可能。①ビジネスビザ又は就労ビザを新規に取得する者、②過去に取得したビジネスビザを在外インド公館で再有効化する者、③現在も有効な就労ビザを所持している者	在インド日本国大使館 https://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Corona_alerts_j.html

# 重点20市場の入国規制状況一覧 (2020.06.23 23:00更新)

## Non-Asia

	2019年 各国/地域からの 訪日客数	対応目安	日本政府の外国籍の人に対する訪日時の措置	対応目安	海外政府の日本から入国(帰国含む)する人に対する措置	参考
アメリカ	1,723,900人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/21から、米国疾病予防管理センター(CDC)が日本への渡航情報をレベル3に引き上げたことから、日本から米国への入国者は入国後14日間、自宅等での待機等が求められる	在日米国大使館・領事館 https://jp.usembassy.gov/ja/new-restrictions-on-us-travel-ja/ 米国・国務省 https://www.state.gov
オーストラリア	621,800人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■オーストラリアの国民と居住者、その家族並びに同国在住のニュージーランド人を除くすべての者に対し入国禁止。ただし、事前に乗り継ぎ便の予約を行い空港を出ることのないトランジットは可能	在オーストラリア日本国大使館 https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
英国	424,200人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■6/8以降、英国に入国する人は全員、14日間の自己隔離を義務付けられ、入国時に連絡先、滞り場所、英国到着前の訪問先の申告が必要	在英日本国大使館 https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00017.html
カナダ	375,200人	×	■4/3から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■外国人の入国禁止。空路・海路につき6/30まで	在カナダ日本国大使館 https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

フランス	336,400	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/17から新たな決定があるまでEU加盟国シェンゲン協定国及び英国以外の出身者（仏又は欧州の滞在許可証を保有する居住者及びその家族等を除く）は入国を禁止 ■6/15から、欧州（EU加盟国、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、バチカン及び英国）から渡航する人々は入国可能 ■上記の欧州以外の国からの入国に際しては、「国際移動適用除外証明書」及び「新型コロナウイルスの症状がない旨の宣誓書」の携行が必要	在日フランス大使館 <a href="https://jp.ambafrance.org/article8765">https://jp.ambafrance.org/article8765</a>
ドイツ	236,500	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/17から、非EU市民、非EFTA市民及び非英国市民の入国は原則不可。ただし、長期滞在資格を有する者や、国境を越える通勤者、帰国のためのトランジット（入国を伴わないトランジットエリア内での乗り継ぎ）を行う者等については適用除外となる ■なお、シェンゲン域内において実施されていた暫定的国境管理は6月15日をもって原則終了する（スペインに係る暫定的国境管理は6/21をもって終了）	在ドイツ日本国大使館 <a href="https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a>
イタリア	162,800	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■6/3から6/30まで、証明される業務上の必要性・極めて緊急性の高い事態・健康上の理由を除き、EU、シェンゲン協定加盟国、英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ及びバチカン以外の国・地域からの移動は禁止。ただし、自らの住所、居住地及び居所への帰還は認められる	在イタリア日本国大使館 <a href="https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_DM0307.html">https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_DM0307.html</a>
スペイン	130,200	×	■3/27午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■6/21から、シェンゲン域内（ポルトガルとの陸路国境を除く）又は英国から入国する者以外は入国が拒否される（ポルトガルとの陸路国境の制限は7/1に解除される予定）	在スペイン日本国大使館 <a href="https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a>
ロシア	120,000	×	■4/29午前0時から、この地域に過去14日以内に滞在歴のある外国人は入国拒否	×	■3/18から当面の間、すべての外国人の入国を原則禁止 ■3/27以降、ロシアの空港と外国空港との定期・チャーター便の運航を停止	在日ロシア連邦大使館 <a href="https://tokyo.mid.ru/web/tokyo-ja">https://tokyo.mid.ru/web/tokyo-ja</a>

※6月23日23:00の時点での情報となっておりますが、各国の対応は流動的なため、予告なしに入国制限などが実施されることも予想されます。  
※外交官などは例外措置がある場合もあります。詳しくは各省庁、大使館などにお問い合わせ下さい。

【対応目安のマーク】○：要請や規制なし △：入国者に対して、一定期間自宅待機などを要請 ×：入国規制有（ビザ取り消しなど）

【参考】

外務省 海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp>  
法務局 <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>  
厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>  
日本貿易振興機構 <https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>  
※その他、参照したものは各国・地域のサイドに表記